



三重県公報

令和7年7月1日 (火)
 第 630 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
50	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(地域防災推進課)	2
告 示			
453	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	5
454	三重県資源管理方針の変更	(水産資源管理課)	5
455	車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定	(道 路 管 理 課)	7
456	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	(同)	10
選 管 告 示			
34	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	15
35	公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示	(同)	15
内 水 面 告 示			
3	漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示	(内水面漁場管理委員会)	24
公 告			
	土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	24
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	24
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	25
	同件	(同)	25
	同件	(同)	25
	土地改良事業の工事の完了	(同)	26
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	26
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	26
	開発行為に関する工事の完了	(同)	26
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅政策課)	27
正 誤			
	令和7年3月18日付け三重県公報第600号	(警察本部)	28

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和四十年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表一（第二条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（一）避難所</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、一人一日当たり二百六十円以内とする。</p> <p>ニくへ（略）</p> <p>（二）応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>イ 建設型応急住宅</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（ロ）建設型応急住宅の一户当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、七百八万九千円以内とする。</p> <p>（ウ）（ト）（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>一 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p>	<p>別表一（第二条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（一）避難所</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、一人一日当たり三百五十円以内とする。</p> <p>ニくへ（略）</p> <p>（二）応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>イ 建設型応急住宅</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（ロ）建設型応急住宅の一户当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、六百八十八万三千円以内とする。</p> <p>（ウ）（ト）（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>一 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p>

(一) 炊き出しその他による食品の給与

イ・ロ (略)

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千三百九十円以内とする。

ニ (略)

(二) (略)

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ・ロ (略)

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもつて決定する。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分						加算する額
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに	
夏季	二万二千元	二万二千元	三万八千元	四万六千元	五万八千元	八千五百円	
	三百六十円	六百七十円	八百二十円	九百五十円	一千一百八十円		
冬季	三万四千元	三万四千元	六万七千元	七万七千元	八万九千元	一万二千三百円	
	三千七百円	三千五百円	六千九百円	九千三百円	一万一千三百円		

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分						加算する額
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに	
夏季	六千八千元	七千九百元	一万三千四百円	一万六千三百円	二万五千五百円	二千九百円	
	七百九十円	九百四十円	一千三百六十円	一千六百九十円	二千五百九十円		
冬季	一万七千四百円	一万九千九百円	二万三千三百円	二万九千九百円	三万九千九百円	三千九百円	
	七百四十円	九百六十円	一千三百九十円	一千八百八十円	二千五百九十円		

ニ (略)

四・五 (略)

六 被災した住宅の応急修理

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(イ) (略)

(一) 炊き出しその他による食品の給与

イ・ロ (略)

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千三百三十円以内とする。

ニ (略)

(二) (略)

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ・ロ (略)

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもつて決定する。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分						加算する額
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに	
夏季	一万二千元	二万二千元	三万九千元	四万七千元	五万七千元	八千三百円	
	九千五百円	八千四百七十円	九千七百七十円	九千七百七十円	九千七百七十円		
冬季	三万四千元	三万四千元	六万七千元	七万七千元	八万九千元	一万二千三百円	
	三千七百円	三千五百円	六千九百円	九千三百円	一万一千三百円		

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分						加算する額
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに	
夏季	六千八千元	七千九百元	一万三千四百円	一万六千三百円	二万五千五百円	二千九百円	
	七百九十円	九百四十円	一千三百六十円	一千六百九十円	二千五百九十円		
冬季	一万七千四百円	一万九千九百円	二万三千三百円	二万九千九百円	三万九千九百円	三千九百円	
	七百四十円	九百六十円	一千三百九十円	一千八百八十円	二千五百九十円		

ニ (略)

四・五 (略)

六 被災した住宅の応急修理

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(イ) (略)

(ロ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とすること。

(ハ) (略)

ロ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(イ) (略)

(ロ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

a bに掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

b 半壊又は半焼に達する程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

(ハ) (略)

七 (略)

八 学用品の給与

イ・ロ (略)

ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(イ) (略)

(ロ) 文房具費及び通学用品費

小学校児童 一人当たり 五千五百円

中学校生徒 一人当たり 五千八百円

高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円

二 (略)

九 埋葬

イ・ロ (略)

ハ 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とする。

二 (略)

十 (略)

十一 死体の処理

イ〜ハ (略)

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とする。

(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千九百円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ロ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万五千五百円以内とすること。

(ハ) (略)

ロ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(イ) (略)

(ロ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

a bに掲げる世帯以外の世帯 七十一万七千円

b 半壊又は半焼に達する程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万八千円

(ハ) (略)

七 (略)

八 学用品の給与

イ・ロ (略)

ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(イ) (略)

(ロ) 文房具費及び通学用品費

小学校児童 一人当たり 五千二百円

中学校生徒 一人当たり 五千五百円

高等学校等生徒 一人当たり 六千円

二 (略)

九 埋葬

イ・ロ (略)

ハ 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十二万六千円以内、小人十八万八千円以内とする。

二 (略)

十 (略)

十一 死体の処理

イ〜ハ (略)

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千六百円以内とする。

(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千七百円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

<p>る。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たりの平均が十四万三千九百円以内とする。</p> <p>ク (略)</p> <p>十三 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たりの平均が十四万円以内とする。</p> <p>ク (略)</p> <p>十三 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 453 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 7 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表に次のように加える。

27	私立高校生等臨時支援金	私立高等学校等で学ぶ生徒等に対して、授業料を助成し、教育費の負担軽減を図り教育の機会均等に寄与する。	授業料の一部の助成に要する経費	別に定める。	別に定める要件に該当する私立高等学校等を設置する学校法人
----	-------------	--	-----------------	--------	------------------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 454 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 8 項の規定により、三重県資源管理方針（令和 2 年三重県告示第 836 号）を令和 7 年 6 月 19 日付けで変更したので、同条第 10 項において準用する同条第 6 項の規定により公表します。

令和 7 年 7 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更した。

変 更 後	変 更 前
<p>第 1～第 7 (略)</p> <p>第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-9 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）について</p>	<p>第 1～第 7 (略)</p> <p>第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-8 かたくちいわし太平洋系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていな</p>

<p>ての具体的な資源管理方針は「別紙 2-1 かつお(中西部太平洋条約海域)」に、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源についての資源管理方針は「別紙 3-1 いせえび太平洋中・南部のうち三重県海域」から「別紙 3-18 さるえび三重県海域」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙 1-1) ~ (別紙 1-7) (略)</p> <p>(別紙 1-8)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 三重県かたくちいわし漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、<u>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</u></p> <p>第 3~第 5 (略)</p> <p>(別紙 1-9)</p> <p>第 1 特定水産資源ぶり</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 三重県ぶり漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域</p> <p><u>②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域</u></p> <p>② 対象とする漁業</p> <p><u>三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業(三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)</u></p> <p>③ 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、<u>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</u></p> <p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p><u>全量を三重県ぶり漁業区分に配分する。</u></p> <p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>該当なし</p> <p>第 5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第</p>	<p>いものを除く。)についての具体的な資源管理方針は「別紙 2-1 かつお(中西部太平洋条約海域)」に、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源についての資源管理方針は「別紙 3-1 いせえび太平洋中・南部のうち三重県海域」から「別紙 3-18 さるえび三重県海域」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙 1-1) ~ (別紙 1-7) (略)</p> <p>(別紙 1-8)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 三重県かたくちいわし漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</u></p> <p>第 3~第 5 (略)</p>
---	---

1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。	
2 養殖用種苗(もじゃこ)について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。	
(別紙2-1) (略)	(別紙2-1) (略)
(別紙3-1) ~ (別紙3-18) (略)	(別紙3-1) ~ (別紙3-18) (略)

三重県告示第455号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定し、令和7年7月1日から施行します。

なお、車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定(令和6年三重県告示第485号)は、令和7年6月30日限り廃止します。

令和7年7月1日

三重県知事 一見勝之

指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道25号	伊賀市上野農人町350番1から 伊賀市八幡町字西之平3300番3まで
一般国道42号	鳥羽市鳥羽三丁目1484番123から 伊勢市朝熊町字東橋4577番11まで
一般国道42号	伊勢市二見町三津字南浦1201番41から 伊勢市通町字真菰原109番2まで
一般国道163号	伊賀市島ヶ原字外垣7377番1地先から 伊賀市上野西大手町3622番1まで
一般国道163号	伊賀市上野農人町554番3地先から 伊賀市千戸字東垣内1987番2まで
一般国道163号	津市美里町足坂字舞谷1119番2から (南河路バイパス経由) 津市丸之内252番9まで
一般国道164号	四日市市千歳町字千歳9番1から 四日市市中部2507番地先まで
一般国道165号	名張市安部田字大扁ら527番1地先から 名張市蔵持町原出1301番2まで
一般国道165号	津市戸木町字西羽野5572番1から 津市雲出本郷町字松縄1706番11地先まで
一般国道166号	松阪市桂瀬町字茶屋224番3地先から 松阪市小津町字折戸604番5地先まで
一般国道167号	鳥羽市白木町字細田68番3から 伊勢市二見町松下字滝落1944番1地先まで
一般国道306号	津市河芸町中瀬字西山246番1地先から 鈴鹿市東庄内町字池代4028番4地先まで
一般国道306号	鈴鹿市長澤町字柳壺1280番5地先から 鈴鹿市椿一宮町字西能褒野1606番4地先まで
一般国道306号	四日市市水沢町字青木川4062番4から いなべ市藤原町山口字下孫月3967番まで
一般国道365号	いなべ市藤原町古田字広田374番2から いなべ市藤原町山口字下孫月3967番まで
一般国道365号	いなべ市北勢町別名字白口237番から 四日市市上海老町字東大沢1648番243まで
一般国道365号	四日市市西坂部町垣内4576番1地先から 四日市市末永町字宮ノ南393番1まで
一般国道368号	伊賀市八幡町字西之平3300番3から 名張市蔵持町原出1301番2まで
一般国道421号	桑名市大字西別所字新山畑1920番1地先から

	いなべ市大安町石樽東字湍川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 四日市市小生町字西川原 768 番地先まで
一般国道 477 号	四日市市川島町字三滝川 6491 番 2 地先から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側経由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市末広町 19 番 15 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 3 地先から 桑名市長島町小島字越石 586 番 3 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市大字羽津字糠塚山 4480 番 1 地先から 四日市市大字羽津字糠塚山 4584 番 1 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道津関線	津市大里窪田町字橋垣内 3405 番から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 地先まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永字東福永 1293 番 11 地先から 桑名市多度町香取字蛭江 2123 番 6 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市朝熊町字飛具 2627 番 1 から 伊勢市楠部町字黒木乙 389 番 4 まで
県道亀山鈴鹿線	鈴鹿市国府町字貝下 1554 番地先から 鈴鹿市道伯町字鞆初 2560 番 1 地先まで
県道津芸濃大山田線	津市中央 7 番地先から 津市安東町字東裏 733 番地先まで
県道宮妻峽線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市西山町字屋敷西 7548 番 3 まで
県道宮妻峽線	四日市市小林町字小林新田 3010 番 19 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先まで
県道久居河芸線	津市大里窪田町字一之坪 3181 番 1 から 津市一身田町字三ノ坪 221 番 2 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで

県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御薊町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道上海老茂福線	四日市市あかつき台三丁目 1 番 180 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市大治田三丁目 465 番まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市河原田町字相名 1500 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から 四日市市桜町字富塚 7368 番 5 まで
県道四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字宿野字神明田 423 番 5 地先から いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 10 地先まで
県道桑名東員線	員弁郡東員町大字山田字出口 819 番 1 地先から 員弁郡東員町大字北大社字落 1819 番 1 地先まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町大字御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から 桑名市多度町大字御衣野字神明谷 937 番地先まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道尾鷲港尾鷲停車場線	尾鷲市朝日町 4273 番 28 地先から 尾鷲市中村町 341 番 3 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	三重郡川越町大字亀崎新田字中新田 44 番 1 地先から 三重郡川越町大字南福崎字大正割 804 番 3 地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道草生窪田津線	津市大里窪田町字明星垣内 1900 番 2 から 津市大里窪田町字町田 3067 番 1 まで
県道草生窪田津線	津市一身田町字三ノ坪 204 番 1 から 津市栗真中山町字下沢 98 番 6 まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道松阪港線	松阪市大口町字築地 1408 番から 松阪市鎌田町字南沖 244 番 6 地先まで
県道大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字八ツ川 528 番地先から 多気郡明和町大字佐田字西増田山 944 番 8 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸 1777 番 11 地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道西野尻垣内線	いなべ市藤原町西野尻字出口 1069 の 2 番地先から いなべ市北勢町垣内字東垣内 431 の 1 番地先まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1702 番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1687 番まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から

	四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道辺法寺加佐登停車場線	鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先から 鈴鹿市加佐登一丁目 2545 番 1 地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先から 鈴鹿市東庄内町字地藏僧 4318 番地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市高塚町字神垣 216 番 3 地先から 鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市住吉町字南大谷 6731 番 4 地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御薮町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御薮町高向字下蓼原 1546 番 2 まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 地先から 尾鷲市坂場町 1201 番 9 地先まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

三重県告示第 456 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法（令和 7 年三重県告示第 174 号）は、令和 7 年 6 月 30 日限り廃止します。

令和 7 年 7 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上村字中郷 1489 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 2 地先まで
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市西明寺字天王 934 番 1 地先まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市飯高町宮前字川ノ上 38 番 1 から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から

	伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番地 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市守田町字茶屋前 111 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湍川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	伊賀市丸柱字峠 2242 番 231 地先から 伊賀市丸柱字殿白 1608 番 5 まで
一般国道 422 号	伊賀市三田字東大町 410 番 2 地先から 伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 三重郡菟野町大字菟野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側経由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菟野町大字音羽字田福 1961 番 1 地先まで
県道草津伊賀線	伊賀市柘植町字北打山 1058 番 105 地先から 伊賀市柘植町字桁林 9860 番地先まで
県道北勢多度線	いなべ市北勢町瀬木 420 番 4 から いなべ市員弁町字野 67 番 1 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から 桑名市多度町北猪飼字寺山 321 番 7 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 3 地先から 桑名市長島町小島字越石 586 番 3 地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市尾上町 20 番 3 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 165 番 1 地先から 鈴鹿市北玉垣町字細田 1661 番 2 地先まで
県道津関線	津市芸濃町椋本字一ツ谷 6297 番 4 から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道四日市関線	亀山市白木町字上垣内 2090 番 1 地先から 亀山市白木町字西大谷 1700 番 6 地先まで
県道菟野東員線	員弁郡東員町大字鳥取字大華表 377 番 3 から 員弁郡東員町大字穴太 733 番 1 まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永 1293 番 11 から 桑名市多度町香取 2123 番 6 まで
県道四日市多度線	桑名市多度町北猪飼 372 番 3 から 桑名市多度町香取 380 番 1 まで

県道四日市多度線	桑名市多度町力尾字沢地 4012 番地先から 桑名市多度町力尾字八反田 3037 番 1 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道亀山白山線	亀山市川合町字丁安田 1580 番地先から 津市芸濃町棕本字百々 5039 番 2 まで
県道伊勢磯部線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎 701 番 2 から 伊勢市宇治浦田二丁目 91 番 23 まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市川端町字山起 206 番 1 から 松阪市宮町字西浦 230 番まで
県道亀山鈴鹿線	亀山市和田町字和田ノ原 1589 番 3 から 鈴鹿市道伯二丁目 2060 番 1 まで
県道津芸濃大山田線	津市芸濃町北神山字川向 74 番 2 から 津市芸濃町北神山字沢 129 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道甲南阿山伊賀線	伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林 73 は林小班先から 伊賀市西之澤字上之段 2291 番まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市平野町字花林 1412 番 3 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市八野町字天伯 412 番 1 地先から 鈴鹿市八野町字天伯 429 番 8 地先まで
県道上野大山田線	伊賀市生琉里 2896 番 11 から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市西黒部町字大板 412 番 1 から 松阪市大宮田町字里 466 番 1 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御菌町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道伊勢松阪線	多気郡明和町大字山大淀字中島 1679 番 3 から 多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 28 まで
県道上海老茂福線	四日市市上海老町 1841 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道木曾岬弥富停車場線	桑名郡木曾岬町大字栄 356 番から 桑名郡木曾岬町大字新加路戸 14 番 1 まで
県道上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目 196 番 1 から 津市垂水字入江 99 番 2 まで
県道伊賀甲南線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市新堂字平ノ谷 1700 番 3 まで
県道信楽上野線	伊賀市小田町字稲久保 241 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 5 まで
県道信楽上野線	伊賀市千歳字西之辻 273 番 6 地先から

	伊賀市千歳字西之芝 861 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から いなべ市大安町丹生川久下字生保柴 123 番 1 まで
県道桑名川越線	三重郡川越町大字当新田 1063 番 1 地先から 三重郡川越町大字当新田 480 番 3 地先まで
県道鈴鹿関線	鈴鹿市八野町字天伯 399 番 5 地先から 亀山市菅内町字折越 1631 番 1 まで
県道鈴鹿関線	亀山市天神四丁目 3270 番地先から 亀山市野村町字清谷 1658 番 3 地先まで
県道伊賀大山田線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 35 番 193 まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から 桑名市多度町御衣野字神明谷 991 番 4 地先まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町御衣野字神明谷 991 番 1 地先から 桑名市多度町力尾字八反田 2780 番 1 地先まで
県道依那具荒木線	伊賀市ゆめが丘二丁目 4 番地先から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	三重郡川越町大字亀崎新田字中新田 44 番 1 地先から 三重郡川越町大字南福崎字大正割 804 番 3 地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道三畑四日市線	四日市市鹿間町字市場 158 番 5 から 四日市市鹿間町字東山 1 番 2 まで
県道三畑四日市線	四日市市采女町 2223 番 1 から 四日市市追分三丁目 146 番まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道千代崎港線	鈴鹿市東玉垣町字山神戸 2607 番地先から 鈴鹿市南玉垣町字北箱塚 3000 番 17 地先まで
県道大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 22 地先から 多気郡明和町大字行部字八ツ川 513 番 1 地先まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道亀山城跡線	亀山市東御幸町字実泥 40 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字下谷 1233 番 5 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市北勢町南中津原字東野坂 191 番地 3 から いなべ市員弁町畑新田字溜岸 13 番地 8 まで
県道篠立下野尻線	いなべ市藤原町山口 3390 番 193 から いなべ市藤原町山口 433 番 191 まで
県道田光四日市線	三重郡菰野町大字永井 2342 番 1 から 三重郡菰野町大字竹成 2073 番 6 まで
県道四日市東員線	四日市市朝明町字宮北 535 番 1 から 員弁郡東員町大字中上 548 番 2 まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3198 番 3 地先から 三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3189 番 3 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から

	四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道小林鹿間線	四日市市山田町字向山 763 番 1 から 四日市市鹿間町字市場 157 番 5 まで
県道辺法寺加佐登停車場線	亀山市能褒野町字能褒野 89 番 4 地先から 鈴鹿市津賀町字二ツ辻 205 番 1 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市御菌町字小深田 4499 番地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道上野鈴鹿線	鈴鹿市桜島町四丁目 1 番地先から 鈴鹿市末広北一丁目 5215 番 1 地先まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪 512 番 16 から 亀山市野村二丁目 183 番 2 まで
県道上稲葉羽野線	津市美里町五百野字芝田 560 番 4 地先から 津市戸木町字西羽野 5571 番 2 地先まで
県道河合丸柱線	伊賀市千貝字焼尾谷 46 番 7 地先から 伊賀市丸柱字北出 1557 番 1 地先まで
県道川東佐那具線	伊賀市西之澤字天道 408 番 2 から 伊賀市西之澤字上之段 67 番 1 地先まで
県道治田山出線	伊賀市治田字小谷 2789 番 9 から 伊賀市治田字鳥屋ヶ尾 2506 番 17 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御菌町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御菌町高向字野池 2022 番 1 地先まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字柄谷 4756 番 1 地先から 伊賀市川合字焼尾国有林 73 は林小班内まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 から 尾鷲市港町 4271 番 19 まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 34 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 7 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定(昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>病院</p> <p style="text-align: center;">(略) (略)</p> <p>名張市百合が丘西 1 番町 名張市立病院 178 番地</p> <p style="text-align: center;">(略) (略)</p> <p>多気郡明和町大字上野 <u>社会福祉法人恩賜財団済 435 番地 生会支部三重県済生会明 和病院</u></p> <p>老人ホーム</p> <p style="text-align: center;">(略) (略)</p> <p>三重郡菰野町宿野 1433 社会福祉法人鈴鹿聖十字 番地の 67 会ケアハウス白百合ハイ ツ</p> <p><u>三重郡菰野町大字永井 地域密着型特別養護老人 456 番地 1 ホーム真菰の郷</u></p> <p style="text-align: center;">(略) (略)</p> <p><u>多気郡明和町大字上野 社会福祉法人恩賜財団三 435 番地 重県済生会介護老人福祉 施設明和苑</u></p> <p style="text-align: center;">(略) (略)</p>	<p>病院</p> <p style="text-align: center;">(略) (略)</p> <p>名張市百合が丘西 1 番町 名張市立病院 178 番地</p> <p><u>名張市東町 1921 番地 1 医療法人福慈会介護老人 保健施設ふくにし</u></p> <p style="text-align: center;">(略) (略)</p> <p>多気郡明和町大字上野 <u>恩賜財団済生会明和病院 435 番地</u></p> <p>老人ホーム</p> <p style="text-align: center;">(略) (略)</p> <p>三重郡菰野町宿野 1433 社会福祉法人鈴鹿聖十字 番地の 67 会ケアハウス白百合ハイ ツ</p> <p style="text-align: center;">(略) (略)</p> <p><u>多気郡明和町大字上野 社会福祉法人恩賜財団三 435 番地の 1 重県済生会介護老人福祉 施設明和苑</u></p> <p style="text-align: center;">(略) (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 35 号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 7 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 4 選挙運動従事者に対する実費弁償の最高額並 びに労務者に対する報酬及び実費弁償の最高 額（第 94 条関係）</p>	<p>別表第 4 選挙運動従事者に対する実費弁償の最高額並 びに労務者に対する報酬及び実費弁償の最高 額（第 94 条関係）</p>

<p>1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 宿泊料 (食事料 2 食分を含む。) 1 夜につき 23,000 円</u></p> <p><u>(6) 弁当料 1 食につき 1,500 円、1 日につき 4,500 円</u></p> <p><u>(7) 茶菓料 1 日につき 1,000 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる額</p> <p>(2) 宿泊料 (食事料を除く。) 1 夜につき <u>20,000 円</u></p>	<p>1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 宿泊料 (食事料 2 食分を含む。) 1 夜につき 12,000 円</u></p> <p><u>(5) 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円</u></p> <p><u>(6) 茶菓料 1 日につき 500 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>(1) 鉄道賃、船賃及び車賃 第 1 項第 1 号、<u>第 2 号及び第 3 号</u>に掲げる額</p> <p>(2) 宿泊料 (食事料を除く。) 1 夜につき <u>10,000 円</u></p>
<p>別表第 5 選挙運動事務員等に対する報酬の最高額 (第 94 条関係)</p> <p>1 選挙運動のために使用する事務員 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき <u>15,000 円</u></p> <p>2 専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき <u>20,000 円</u></p> <p>3 専ら手話通訳のために使用する者 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき <u>20,000 円</u></p> <p>4 専ら要約筆記のために使用する者 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき <u>20,000 円</u></p>	<p>別表第 5 選挙運動事務員等に対する報酬の最高額 (第 94 条関係)</p> <p>1 選挙運動のために使用する事務員 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき <u>10,000 円</u></p> <p>2 専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき <u>15,000 円</u></p> <p>3 専ら手話通訳のために使用する者 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき <u>15,000 円</u></p> <p>4 専ら要約筆記のために使用する者 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき <u>15,000 円</u></p>

第 58 号様式その 1 及び第 58 号様式その 2 を次のように改める。

第 58 号様式その 1 (ポスター作成証明書の様式) (第 89 条関係)

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 (氏 名)

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出すること。
- 2 ポスター作成業者が三重県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、三重県に支払を請求することはできない。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりである。
 - (1) 枚数
当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数× 2 枚
 - (2) 限度額
 - イ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場の数が 500 以下の場合

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数は、切り上げる。)}$$
 - ロ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数は、切り上げる。)}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

第 58 号様式その 2 (ビラ作成証明書の様式) (第 89 条関係)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 (氏 名)

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに作成し、候補者からビラ作成業者に提出すること。
- 2 ビラ作成業者が三重県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三重県に支払を請求することはできない。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりである。

(1)枚数

イ 知事の選挙 145,000 枚

ロ 県議会議員の選挙 16,000 枚

(2)限度額

イ 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合

8 円 38 銭 (単価) × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}} = \text{単価 (1 銭未満の端数は、切り上げる。)}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額 (1 円未満の端数は、切り上げる。)

第 59 号様式その 2 及び第 59 号様式その 3 を次のように改める。

第59号様式その2（請求書の様式）（第90条関係）

請 求 書

（ポスターの作成）

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第6条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名
電話番号

記

1 請 求 金 額	円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり
3 選 挙 の 種 類	年 月 日執行 選挙（ 選挙区）
4 候 補 者 の 氏 名	

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、三重県に支払を請求することはできない。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(ポスターの作成)

選挙区(選挙が行われる区域)における ポスター掲示場数			箇所	
区 分	単 価(A)	枚数(B)	金 額(A)×(B)=(C)	備 考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

1 「選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄には、ポスター作成証明書
の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載された
ポスター掲示場数を記載すること。

2 「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載すること。

(1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500以下の場
合

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} \times 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は、切り上げる。)}$$

(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500を超える
場合

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} \times 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は、切り上げる。)}$$

3 「基準限度額」の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載すること。

4 「請求金額」の「単価」欄には、「作成金額」の「単価」欄と「基準限度額」の「単価」
欄とを比較して少ない方の額を記載すること。

5 「請求金額」の「枚数」欄には、「作成金額」の「枚数」欄と「基準限度額」の「枚数」
欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。

第59号様式その3（請求書の様式）（第90条関係）

請 求 書

（ビラの作成）

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名
電話番号

記

1	請 求 金 額	円
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり
3	選 挙 の 種 類	年 月 日執行 選挙（ 選挙区）
4	候 補 者 の 氏 名	
5	金融機関名、口座名及び口座番号	
	金融機関名	本・支店名
	金融機関コード	支店コード
	預金種別	口座番号
	ふりがな	
	口座名	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三重県に支払を請求することはできない。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付すること。
- 4 請求金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(ビラの作成)

区 分	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	備 考
作 成 金 額	円	枚	円	
基 準 限 度 額	円	枚	円	
請 求 金 額	円	枚	円	

備考

- 1 「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載すること。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 8 円 38 銭
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作 成 枚 数}}$$
 (1 銭未満の端数は切り上げる。)
- 2 「基準限度額」の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載すること。
- 3 「請求金額」の「単価」欄には、「作成金額」の「単価」欄と「基準限度額」の「単価」欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
- 4 「請求金額」の「枚数」欄には、「作成金額」の「枚数」欄と「基準限度額」の「枚数」欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。
- 5 請求金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

内水面告示**三重県内水面漁場管理委員会告示第3号**

コイ（マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。）の持出し、放流等について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和7年7月1日

三重県内水面漁場管理委員会会長 大 瀬 公 司

1 指示の内容

(1) 持出しの制限

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。

(イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和7年7月9日から令和8年7月8日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和7年7月1日

三重県知事 一 見 勝 之

山田池土地改良区（津市庄田町1337番地）

就任理事

津市庄田町686番地

吉 村 善 治

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、立梅用土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和7年7月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年7月2日から同月30日まで

3 縦覧の場所

多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 簡易整備型 宮川用水1期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和7年7月1日

三重県知事 一見勝之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年7月2日から同月30日まで

3 縦覧の場所

伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩淵1丁目7番29号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）櫛田川祓川沿岸2期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和7年7月1日

三重県知事 一見勝之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年7月2日から同月30日まで

3 縦覧の場所

松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町1340番地1）

明和町役場産業振興課（多気郡明和町大字馬之上945番地）

多気町役場建設課（多気郡多気町相可1600番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業（簡易整備型）上御糸地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 7 年 7 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 7 年 7 月 2 日から同月 30 日まで
- 3 縦覧の場所
明和町役場産業振興課（多気郡明和町大字馬之上 945 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 7 年 7 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営農地耕作条件改善事業	城田下外城田地区	令和 7 年 3 月 12 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 7 年 7 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 7 月 22 日から令和 8 年 1 月 30 日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡紀宝町

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 7 年 7 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和 7 年 6 月 13 日	華洋ホーム株式会社 代表取締役 福岡 治	三重県志摩市阿児町鶴方 1343	志摩市阿児町鶴方字 川向井 3094-4	A	5.0	30.4

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 7 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 6月23日	多気郡明和町大字馬之上字寺山 1382-1 ほか3筆	多気郡明和町大字有爾中 212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東谷 泰介

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和7年7月1日

三重県知事 一見勝之

1 受付期間

令和7年7月1日（火）から同月31日（木）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和7年9月3日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

- 北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
- 中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目 501 エトアール津 102
- 南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目 501 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数（優先戸数）
北勢 ブロック	桑名	川成（高齢者・単身可）	1
		川成（一般・単身可）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2(1)
		あこず（一般・単身可）	2(1)
		笹川（子育て向）	1
		笹川（高齢者・単身可）	2
		笹川（一般・単身可）	2(1)
		笹川第二（子育て向）	1
		笹川第二（高齢者・単身可）	1
		河原田（一般・単身可）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4(2)
		桜島（高齢者・単身可）	1
		桜島（一般・単身可）	2(1)
中勢伊賀 ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	3
		サンシャイン千里（一般）	2(1)
		白塚（高齢者・単身可）	1
		一身田（子育て向）	2
		一身田（高齢者・単身可）	3
		一身田（一般・単身可）	1
		船頭町（一般・単身可）	1
		結城（高齢者・単身可）	2
	結城（一般・単身可）	1	
	伊賀	服部（高齢者・単身可）	1
		服部（一般・単身可）	2(1)

		カーサ上野（一般）	3(1)
南勢 ブロック	松阪	粥田（高齢者・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		エスペラント末広（一般）	2(1)
	伊勢	旭（一般・単身可）	1
		城田（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
		五十鈴川（身障者）	1
		五十鈴川（一般・単身可）	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	井戸（高齢者・単身可）	1
		井土（身障者）	1
		井土（一般・単身可）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者
- (2) 同居者がいる場合は、親族（婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含む。）であること。
- (3) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除く。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
- (5) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から2年を経過していないこと。
- (6) 地方税を滞納していないこと。
- (7) 緊急連絡人を確保すること。
- (8) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

正 誤

令和7年3月18日付け三重県公報第600号に登載しました、三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

中

ページ 行
8 3 及び 4

誤

	消処分者) 受講申請書 (初回更新者講習)
<input type="checkbox"/>	第三十七条の十四に規定する特定任意講習受講申込書、特定任意講習

正

	消処分者) 受講申請書 (初回更新者講習)
	第三十七条の十四に規定する特定任意講習受講申込書、特定任意講習

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
